

エアコンの購入費

上限10万円
※自己負担有

を補助します！！

購入前の事前申請が必要です。申請前に購入したものは対象外です。

対象世帯

(①～③全てに該当する世帯)

- ①昭島市に住民票がある世帯
- ②令和7年度住民税非課税世帯
(生活保護受給世帯は除く)
- ③自宅にエアコンが1台も無い
または故障等で使用できるエ
アコンが無い世帯

※1世帯1台(新品に限る)
1回限り

注意

- ・購入費用の4分の3の金額を補助します(上限10万円)
- ・ご自宅への訪問調査を実施し、エアコンの設置状況等を確認する場合があります
- ・賃貸住宅の場合、エアコンの設置について管理会社または大家に許可が必要な場合があります
- ・東京ゼロエミポイントとの併用は可能です



申請期間

令和8年4月1日(水)～令和8年6月30日(火)

問合せ先
昭島市保健福祉部福祉総務課
TEL 042-544-4140(直通)

受付時間
午前8時30分から
午後5時15分まで

◆◆◆ 申請の前にご確認ください ◆◆◆

- ◇世帯全員が令和7年度住民税均等割が非課税であること。
- ◇昭島市に住民登録をされており、実際に居住している市内の住宅に設置するエアコンであること。
- ◇自宅に使用できるエアコンが1台もないこと。
- ◇生活保護、中国残留邦人支援を受けていないこと。

申請から補助金振込までの手続きの流れ

①申請書の提出（窓口のみ受付）

申請書を市に提出する。

申請は、世帯主又は同じ世帯の世帯員の方が可能です。

②補助金の交付決定

市が申請書の内容を審査し、確定したら、自宅に「補助金交付決定通知書」を送付します。

⑨「補助金交付決定通知書」が届く前に購入したエアコンは補助の対象となりません。

③エアコンの購入・設置

エアコンを購入し、設置する。

④補助金の請求（7月31日まで）

領収書のコピー、振込先口座等を記入した請求書等を市に提出する。

⑨領収書は、申請者の氏名の領収書に限ります。

⑤補助金交付額確定・振込

市が請求書等の内容を確認し、「補助金交付額確定通知書」を送付します。送付後4週間程度で補助金が振り込まれます。

⑨振込先の口座は、申請者名義に限ります。

【注意事項】

- ・課税状況が確認できない場合は、対象世帯として認定されません。
- ・令和7年1月2日以降に昭島市に転入してきた方は、令和7年度非課税証明書を提出してください。
- ・住民登録がある自宅にて使用するエアコンに限ります。
- ・ポイントやクーポン券等を使用した分については、補助の対象外となります。

問合せ先
昭島市保健福祉部福祉総務課
TEL 042-544-4140（直通）

受付時間
午前8時30分から
午後5時15分まで